

## 真庭市農業委員会委員 募集要項

### 1 任用期間

任用日から3年間

### 2 身分

真庭市の特別職の非常勤嘱託職員

### 3 職務内容

農地の権利移動に関する許可及び農地転用等の審議、農地利用最適化に関する指針の策定、農地利用最適化（農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）に関する業務等。

### 4 委員報酬

月額35,000円

### 5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員の選任日において市内に住所を有する者であること。

ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 農業委員の任命日において市内に住所を有しない者
- (4) 暴力団員等（「暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律」（平成30年法律第77号））第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (5) 法令等により兼職が禁止されている職にない者

## 6 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により真庭市産業観光部農業振興課（農業委員会事務局）又は、各振興局地域振興課まで提出してください。

なお、提出された書類は返還しませんのでご了承ください。

### （１）提出書類

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 農業者等（個人）が推薦する場合     | ・・・様式第1号 |
| 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 | ・・・様式第2号 |
| 応募する場合              | ・・・様式第3号 |

### （２）提出先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2  
真庭市産業観光部農業振興課（農業委員会事務局）  
又は最寄りの振興局地域振興課

## 7 受付期間

令和8年6月17日（水）から令和8年7月16日（木）まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までにご提出ください。

## 8 選考方法

（１）真庭市農業委員会委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、その結果を市長へ報告します。

（必要に応じて面接を行う場合があります。）

（２）市長は、同委員会の報告を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで農業委員を任命します。なお、選考結果は、推薦を受ける者及び応募者全員に文書で通知します。

## 9 推薦・応募内容の公表

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に真庭市ホームページで推薦及び応募様式に記載された事項（住所及び電話番号を除く。）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

## 10 お問い合わせ先

真庭市産業観光部農業振興課（農業委員会事務局）  
電話 0867-42-1676 FAX 0867-42-3907